



生活支援員制度の意義

安芸高田市の高齢化は、全国平均より早いスピードで進行しており、将来に亘り高齢者を持続的に支える仕組みづくりは喫緊の課題であります。

本市では、将来を見据える持続可能な福祉の方向性を示すため、「高齢者福祉計画」を策定しました。この計画の基本理念は、『高齢者の健康を維持・増進し、いつまでも健康でいきいきと暮らすことが出来る社会を構築する』ことです。

そのためには、地域包括支援センターの機能を充実させ、介護・予防・医療・生活支援・住宅支援等のサービスを切れ目なく提供し、高齢者が生きがいを持って生活できることが大切です。

国は、将来に亘って持続可能な支援体制を構築するために、受益者負担の原則のもと、特別養護老人ホーム入所要件の厳格化（入所要件を原則として要介護3以上）を進めています。

高齢者が生きがいを持って生活ができるためには、「市民総ヘルパー構想」の理念に基づく、自助・互助・共助・公助がそれぞれ有機的に機能する仕組みを構築することが大切です。

これら福祉施策の執行にあたっては、

市が直接実施する介護認定のほか、社会福祉協議会・民生委員児童委員・振興会等の協力により、デイサービス・げんき教室・ふれあいサロン、安否確認・配食サービス、介護者支援・子育て支援等のサービスを提供し、成果を上げていくことは、市民の皆様がよくご承知のことと思います。行政としても深く感謝をしております。

一方で、急速な少子高齢化の進行に伴う社会状況の変化により、地域で支えあう「もやい」による相互の安否確認が崩壊している状況の中、市民の皆様から、将来、特別養護老人ホームへの入所が出来ないという不安も多く寄せられています。実際に多くの高齢者の方が市内外の施設に2、3か所の申し込みをされておられます。仮に施設に入所されても、介護度が要介護2以下に改善した場合は国の基準に沿って退所を求められる場合があります。

こうした事態により、市民の皆様に不安を与えることは、行政として深く反省をしております。今後においては、行政が責任を持って高齢者の方々のライフスタイル（生活の様式）を把握することが

重要であり、この役割を担うのが「生活支援員」です。

「生活支援員」の仕事は、地域の実態を限なく把握（週2回程度の電話と月2回程度の訪問）し、行政に報告します。「生活支援員」が調査したデータを活用し、市民の皆様への生活・健康状態に応じた最適なサービスを提供してまいります。さらには、このデータをもとに地域のケアマネージメントを行い、行政施策に反映させることが期待できます。いずれにしても、「生活支援員制度」を、今後、市民の皆様が不安を与えないように、基本理念を具現化するため、効果的に活用したいと思っておりますので、ご理解の程、宜しくお願いします。行政としましても、効率的な福祉施設の建設・運営を行うことは、将来に亘っての行財政改革の一助になるものと確信しております。



制度に関するお知らせ

行政情報

還付金・振り込め詐欺にご注意ください

市役所等の職員を装い電話をかけ「保険料等の払い戻し（または医療費の払い戻し等）の申請書を送付したが、まだ申請されていない」などと説明し携帯電話番号や取引銀行を聞き、携帯電話で指示をしながら金融機関やコンビニなどのATM（現金自動預払機）を操作させてお金をだまし取ろうとする事件が多発しています。

■必ず文書でご案内をしています

市では、保険料や市税等の還付がある場合には必ず文書でご案内をしています。場合によっては市から電話をすることもありますが、その際には必ず「所属・担当者・支給や還付の内容」をお伝えしています。

※保険料等の還付がある場合にATMの操作などをお願いすることは絶対にありません。

■還付金詐欺の被害に遭わないために

- ・保険料等還付のため、申請書提出や通知もなく被保険者に電話だけで連絡することは絶対ありません。
- ・保険料等還付のため、金融機関の特定口座を指定

- して振り込みを求めることは絶対ありません。
- ・保険料等の還付の通知が市役所から届いていないに、電話で還付金の連絡があったときは、相手の話には乗らずに一度電話を切って、市役所に連絡して事実かどうか確認してください。
- ・相手から伝えられた電話番号は、別のところにつながる可能性がありますので、絶対にかけないでください。
- ・ATMの操作を求める電話や手紙は「詐欺」と考え、相手には連絡せず、すぐにご家族や最寄りの警察に相談してください。
- ・還付金詐欺被害者の多くは高齢者です。ご家族の方は定期的に連絡をとり、被害にあわないように声かけをしてください。

問 税務課 市民税係

☎ お太助フォン42-5614 ☎ 42-2130

保険医療課 介護保険係

☎ お太助フォン42-5618 ☎ 42-2130

保険医療課 医療保険年金係

☎ お太助フォン42-5619 ☎ 42-2130

住所・氏名を変更される際には「マイナンバーカード」「通知カード」「住民基本台帳カード」をお持ちください

転入・転居等での住所変更時や、婚姻・離婚等での氏名変更時には「通知カード」または「マイナンバーカード」に新住所や新氏名を記載する必要があります。また、「住民基本台帳カード」も同様に追記記載欄への変更内容の記載が必要となりますので、あわせて総合窓口課、または各支所窓口係へお持ちください。

※通知カードは、追記記載欄に新住所等の記載を行いますのでラミネート加工等はしないでください。

※異動届の手続きを、本人または本人が属する世帯の世帯員の方が代理でされる場合は、異動される方全員の「マイナンバーカード」または「通知カード」と「住民基本台帳カード」が必要です。（「マイナンバーカード」、「住民基本台帳カード」をお持ちの場合は、窓口で暗証番号の入力が必要になります）

※カードを紛失された場合は、総合窓口課、または各支所窓口係へご相談ください。

問 総合窓口課 窓口係 担当：吉川

☎ お太助フォン42-5616 ☎ 42-2130



農作業による河川等の水質汚濁防止

田植えに向け、代かき等の作業が進められています。水田からの排水による河川等の水質汚濁防止のため、以下の確認、取り組みにご協力をお願いします。

- ・畦畔からの水漏れがないか
- ・代かき、田植え時に排水口から漏水がないか
- ・水田からの排水を最小限にするため、代かきは浅水管理で行う
- ・作業時は適切な水管理に努める

水田は雨水を貯める天然のダムであり、地域の自然を守っていますが、水田から濁水が流出すると、大切な水や土を失うだけでなく、河川の水生生物の住処や成育を阻害するなど、環境にも悪い影響及ぼすこととなります。みなさんで協力し、環境にやさしい農業に取り組みましょう。

問 農林水産課 林業水産係 担当：土井

☎ お太助フォン47-4022 ☎ 42-1003

